

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 「県市町デジタル人材共同利用事業」 業務委託

2 業務の概要

(1) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

(2) 業務の内容

履行期限

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 見積上限額

23,238,039円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は、本業務における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※事業の企画・調整等に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含む。

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年4月23日（水）	公募開始
令和7年5月12日（月）	参加表明書提出期限・質問書提出期限
令和7年5月19日（月）	企画提案書提出期限
令和7年5月下旬	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書作成要領」にもとづき作成した企画提案書、参考見積書

(2) 提出部数

企画提案書5部、参考見積書1部を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留）

※郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 提出期限

令和7年5月19日（月） 午後5時（必着）

※持参、郵送に関わらず、この期限までに提出すること。

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんので、ご注意ください。

(4) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県デジタル戦略課

担当 ：村山、蔵本

T E L : 095-895-2075

E-mail : sl5400@pref.nagasaki.lg.jp

(5) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して電話またはメールでお知らせします。

(6) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書には、会社名やマークなど提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ 業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、書面により長崎県の承諾を得たときは、この限りではありません。ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできません。

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

電子メールにて質問を提出してください。下記メールアドレスあて提出後、「11 問い合わせ先」記載の担当者へ質問を送信した旨、電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「**「県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託**」としてください。

E-mail : sl5400@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和7年5月12日(月)午後5時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定しておりません。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 提出された企画提案書に基づき、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(2) プレゼンテーションは、令和7年5月下旬を予定していますが、参加資格確認結果通知後、別途、提案者に対し開催日時等、詳細について連絡します。

7 契約締結候補者の選定方法

契約締結候補者の選定については、長崎県が設置する「**「県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託審査委員会**」において、別表の評価項目等に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、決定するものとします。

8 審 査

(1) 審査の方法

ア 下記(2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、「ア.業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

- イ 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに行う。
- ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
ア. 業務内容に関する提案	(a) 業務内容の理解度	・事業趣旨に沿った実施コンセプトが考えられているか。	30
	(b) 提案内容の専門性	・自治体ごとの現状・課題に精通し、それに対する課題解決能力があるか。	20
	(c) 提案内容の優良性	・具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・短期的な成果や業務の継続性、発展性が見込まれるか。	30
	(d) 提案内容の独創性	・支援内容を県内市町に広く周知し、より事業効果を高めるよう工夫されているか。	20
	(e) 提案内容の実現性	・事業趣旨に沿ったデジタル人材を適切に派遣できるか。	20
	(f) 業務遂行の安定性	・業務工程ごとのスケジュールは適切か。	20
イ. 業務実績		○過去に実施した同種または類似の業務の実績について記載すること。 ○過去の実績については、次の内容がわかるよう記載すること。 ・業務名 ・発注者 ・実施年月 ・業務の概要 ・金額	20
ウ. 業務実施体制		○責任者及び各担当者の役職・氏名、役割分担、それぞれの業務実績等がわかるよう作成すること。	20
エ. 提案金額		○総額に加え、経費内訳を示すこと。(上限 23,238,039 円) ○消費税及び地方消費税を含めた金額で作成すること。 ○価格点の算定式 満点 (20点) × 各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷ 自社の提案金額 (ただし、小数点以下を切り捨て)	20
合計			200点

※審査項目アからエまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。(小数点以下第2位を四捨五入)

評価	評点
A (たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B (優れている)	項目の配点 × 0.75
C (普通)	項目の配点 × 0.5
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.25
E (劣っている)	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、あらためて県と交渉を行うことになります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

10 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る）。

(3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

11 問い合わせ先

長崎県デジタル戦略課

担当：村山、蔵本

T E L：095-895-2075

E-mail：s15400@pref.nagasaki.lg.jp

12 その他

(1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

- ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
 - (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
 - (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
 - (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
 - (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて長崎県に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。